

BA-PLUS 規定

本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が法人または事業を営む個人のお客さま向けに提供する普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT 口座と SOHO ACCOUNT 口座を含みます。以下あわせて「BUSINESS ACCOUNT 等」といいます。）の利用者に対し、BUSINESS ACCOUNT 等に付随して提供する第 1 条（1）で定めるサービス（以下「BA-PLUS」といいます。）に関する事項を定めます。

第 1 条（定義）

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「BA-PLUS」とは、BA-PLUS の利用対象に指定された BUSINESS ACCOUNT 等について、複数の利用者が各自に付与された ID を用いて当社所定の取引（取引履歴の閲覧、データの作成および承認等を含みます）を行うことを可能とする機能を提供するサービスをいいます。
- (2) 「対象口座」とは、BA-PLUS の利用対象に指定された BUSINESS ACCOUNT 等であって、代表口座またはプラス口座のいずれかに該当するものをいいます。
- (3) 「代表口座」とは、BA-PLUS の利用申込に際して「代表口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等をいいます。
- (4) 「プラス口座」とは、口座取込の申し込みに際して「プラス口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等をいいます。
- (5) 「管理者 ID」とは、BA-PLUS の利用申込の際に発行される管理者用の ID をいいます。
- (6) 「管理者」とは、管理者 ID を利用する者であって、利用者 ID の作成の申し込み、利用者 ID の利用者設定等を行う権限を有する者をいいます。
- (7) 「利用者 ID」とは、対象口座における取引を行うために利用者が使用する ID をいいます。
- (8) 「利用者」とは、利用者 ID の作成の申し込みに際して管理者等が当該利用者 ID の使用者として指定する者をいい、作成者と承認者の両方を含みます。
- (9) 「作成者」とは、取引履歴の閲覧等、当社所定の取引（トークンを用いずに行うことができるものに限り）のうち、管理者等が指定する取引を対象口座において行う権限を有する者をいいます。
- (10) 「承認者」とは、当社所定の取引（トークンを要するものを含みます）のうち、管理者等が指定する取引を行う権限ならびに管理者等の指定する範囲で BA-PLUS の設定を行う権限を有する者をいいます。
- (11) 「利用者区分」とは、特定の利用者 ID に係る作成者または承認者の別をいいます。
- (12) 「口座取込」とは、特定の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として BA-PLUS の利用対象とするために必要な当社所定の手続きをいいます。
- (13) 「利用者設定」とは、管理者 ID または利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者氏名、利用者区

分、BA-PLUSにおいて実行可能な口座取引ならびにBA-PLUSの設定権限、その他当社所定の事項の指定または指定の変更を行うことをいいます。

- (14) 「トークン」とは、当社が別に定めるワンタイムパスワード規定に定義される意味を有します。
- (15) 「オプションサービス手数料引落口座」とは、本規定に基づくトークンの新規発行手数料その他のBA-PLUSに関して発生する料金、および当社がBA-PLUSに付随して提供するサービスの利用料金等の引き落とし口座として指定された口座をいいます。
- (16) 「管理者等」とは、管理者または当該取引の権限を有する承認者をいいます。

第2条（適用）

本規定は、「預金口座取引一般規定」（以下「一般規定」といいます）、「BUSINESS ACCOUNT 規定」（以下「BA 規定」といいます）および「SOHO ACCOUNT 規定（以下「SOHO 規定」といいます）に付帯し、本規定に定めのない事項については、一般規定、BA 規定および SOHO 規定が適用されるものとします。なお、BA-PLUSに関する事項について、本規定の定めが一般規定、BA 規定または SOHO 規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。

第3条（利用申込）

- 1. お客さまは、BA-PLUS の利用を希望する場合、本規定の各条項を承諾したうえで、当社所定の方法によりBA-PLUSの利用申込を行うものとし、当社は、原則として当該利用申込を受領した時点でこれを承諾するものとします。
- 2. 当社が前項の利用申込を承諾した時をもって、当該利用申込に際して「代表口座」と指定されたBUSINESS ACCOUNT等は、代表口座として取扱われるものとします。
- 3. 代表口座は、オプションサービス手数料引落口座として指定されたものとします。
- 4. お客さまは、第2項に基づき特定のBUSINESS ACCOUNT等が代表口座となった後は、別途当社が定める一部のサービスについて利用が制限されることがあります。
- 5. お客さまは、以下の各号のいずれかに該当する場合、BA-PLUSの利用申込を行うことはできません。
 - (1) 代表口座として指定しようとするBUSINESS ACCOUNT等につきトークンを使用していない場合
 - (2) 代表口座として指定しようとするBUSINESS ACCOUNT等が、すでにプラス口座に指定されている場合

第4条（管理者および管理者ID）

- 1. お客さまは、BA-PLUSの利用申込を行うにあたり、当社所定の方法により管理者を指定するものとし、当社が当該利用申込を承諾した後は、登録された管理者以外の者が管理者IDを使用すること

のないよう管理する責任を負うものとします。

2. 管理者は、当社所定の方法により、口座取り込みの承認、利用者 ID の作成の申し込み、利用者区分の設定、その他当社所定の事項を行うことができるものとします。

第 5 条（口座取り込み）

1. BUSINESS ACCOUNT 等を保有するお客さま（BA-PLUS の利用申込を行ったお客さまに限りません。本条に限り以下同じとします。）は、お客さま名義の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として利用することを希望する場合、本規定の各条項を承諾し、かつ代表口座を指定したうえで、当社所定の方法により口座取込の申し込みを行うものとします。当社は、当該申し込み後、1 週間以内に代表口座の管理者等が口座取込を承認した場合、原則として管理者等が承認した時点で当該申し込みを承諾するものとします。なお、当該申し込みから 1 週間以内に管理者等が口座取り込みを承認しない場合、当社は、当該申し込みを謝絶します。
2. 当社が前項の申し込みを承諾した時をもって、当該口座取込の申し込みに際して「プラス口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等は、プラス口座として取り扱われるものとします。お客さまは、口座取込の申し込みにより、当該プラス口座が紐付けられた代表口座の管理者および利用者に対し、当該プラス口座にかかる取引を行う権限を与えたものとみなします。管理者および利用者がプラス口座について行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切責任を負いません。また、一度口座取込を行ったプラス口座を、口座取込前の状態に戻すことはできません。また、プラス口座においてはカードレス Visa デビットおよび Visa デビットを利用することはできません。
3. お客さまは、特定の BUSINESS ACCOUNT 等がプラス口座となった以後は、当該口座の取引に従前使用していたトークンを使用することはできません。また、本条に基づく口座取込完了後、別途当社が定める一部のサービスについて利用が制限されることがあります。

第 6 条（利用者 ID の作成および設定）

1. 管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者名および利用者区分、BA-PLUS において実行可能な取引ならびに BA-PLUS の設定権限、その他当社所定の事項を指定したうえで、利用者 ID の作成を申し込むことができるものとし、当社は、当該申し込み受領後、速やかに利用者 ID を作成するものとします。
2. 管理者等は、利用者 ID の作成後、当社所定の方法により、当該利用者 ID について前項に定める指定内容を変更することができるものとします。
3. 利用者は、管理者等が指定した範囲において、取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。
4. 管理者等は、当社所定の方法により、当社所定の範囲において管理者 ID または利用者 ID の使用に

係る対象口座および管理者名または利用者名、BA-PLUS において実行可能な取引ならびに BA-PLUS の設定権限、その他当社所定の事項を変更することができるものとします。

5. 管理者は、管理者自らが指定した範囲において、取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。

第 7 条（トークンの追加登録）

1. 管理者等は、当社所定の方法により、承認者の利用者 ID 等を指定したうえで、当該承認者が使用するトークンの追加登録の申し込みを行うことができるものとし、当社は、当該申し込み受領後、速やかにトークンの追加登録を行うものとします。なお、追加登録できるトークンの上限数は、別途当社の定めるとおりとします。
2. 前項の追加登録において管理者等が指定した承認者は、追加登録完了後、管理者等が指定した範囲において、当該追加登録に係るトークンを使用して対象口座における取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。
3. 管理者等は、当社所定の方法により、追加登録用のトークンの新規発行を当社に対して依頼できるものとし、当社は、当該依頼の受領後、速やかにトークンを発行します。なお、この場合、当社所定のトークン新規発行手数料を、オプションサービス手数料引落口座からの引き落としにより申し受けま

第 8 条（オプションサービス手数料引落口座の変更）

管理者等は、当社所定の方法によりオプションサービス手数料引落口座を変更することができます。ただし、対象口座以外の口座をオプションサービス手数料引落口座に指定することはできません。

第 9 条（キャッシュカード、暗証番号）

対象口座のキャッシュカードおよび暗証番号は、BA-PLUS への登録にかかわらず、当該対象口座を保有するお客さまが、一般規定およびキャッシュカード規定の定めにしたがい、引き続きその使用を管理するものとします。

第 10 条（ID の削除）

管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の削除を申し込むことができるものとし、当社は、当該申し込みの受領後、速やかに利用者 ID を削除します。なお、管理者 ID を削除することはできません。

第 11 条（お客さまによる管理者変更等）

1. 管理者が管理者名を変更することなく不在となった場合であって、管理者名を変更する権限を有する承認者もない場合、代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により管理者名の変更を申し込むものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかに管理者名を変更したうえで、その旨をお客さまに通知します。
2. 代表口座を保有するお客さまは、管理者名の変更の申し込みと同時に、必要に応じて管理者 ID および管理者 ID に係るパスワードについても変更を申し込むことができるものとし、
3. 当社は、代表口座を保有するお客さまから前項の申し込みを受けた場合、当該申し込み受領後、速やかに当該申し込みに係る事項を変更したうえで、その旨をお客さまに通知します。
4. 代表口座を保有するお客さまは、管理者用のトークンの新規発行を当社に対して依頼できるものとし、当社は、当該依頼の受領後、速やかにトークンを発行します。なお、この場合、当社所定のトークン新規発行手数料を、オプションサービス手数料引落口座からの引き落としにより申し受けます。
5. 代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により、管理者 ID 等を指定したうえで、管理者が使用するトークンの再登録の申し込みを行うことができるものとし、当社は、当該申し込み受領後、速やかにトークンの再登録を行うものとし、

第 12 条（効果の帰属等）

1. お客さまが BA-PLUS の申し込みにあたり指定した管理者は、管理者 ID を用いた取引の実行、管理者の変更、新管理者の指定、利用者への利用者 ID の発行および権限授与その他 BA-PLUS において管理者が行える一切の事項について、お客さまから正当な権限を与えられたものとみなし、利用者は当該利用者が行えるものとされた一切の事項について、管理者から正当な権限を与えられたものとみなします。管理者および利用者が BA-PLUS において行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切責任を負いません。
2. 管理者 ID および利用者 ID、これらの ID に係るパスワード、ならびにこれらの ID に係るトークンにより生成されるワンタイムパスワードについては、一般規定に定めるログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに関する規定が適用されるものとし、

第 13 条（利用料等）

BA-PLUS の利用料金は、当分の間、無料とします。なお、当社は、一定の告知期間を設けて BA-PLUS の利用を有料とする場合があります。

第 14 条（サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、BA-PLUS のサービス内容を変更できるものとします。
2. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、BA-PLUS を中止または終了することができるものとします。

第 15 条（解除）

1. お客様は、BA-PLUS の利用を終了する場合、当社所定の方法により BA-PLUS 解除の申し込みを行うものとします。なお、お客様が代表口座を解約した場合、かかる BA-PLUS 解除の申し込みがあったものとみなします。
2. 当社は、原則として前項に定める BA-PLUS 解除の申し込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもって BA-PLUS が解除されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、いつでも BA-PLUS を解除できるものとします。
 - (1) お客様が、本規定の変更に同意しないとき
 - (2) お客様が、本規定の定めを違反したとき
 - (3) 代表口座が強制解約されたとき
 - (4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき
4. 理由の如何を問わず、BA-PLUS が解除された場合、代表口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等は、BA-PLUS 設定前の状態で引き続き利用できますが、プラス口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等は自動的に解約され、当社は当該 BUSINESS ACCOUNT 等の名義人に残高を返還するものとします。
5. お客様は、特定のプラス口座についてのみ BA-PLUS の利用を終了したい場合、当該プラス口座を解約するものとします。この場合、当社は当該プラス口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等の名義人に残高を返還するものとします。
6. 当社は、本条に基づく BA-PLUS の解除および BUSINESS ACCOUNT 等の解約によりお客様に生じた損害につき一切責任を負いません。

第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

1. この取引に係る預金の最終異動日等
当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづき、この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
2. この取引において将来における債権の行使が期待される事由は以下の預金規定に掲げるものとします。

- (1) 普通預金規定第 5 条第 2 項第 2 号
- (2) ネット定期預金規定第 7 条第 2 項第 2 号

第 17 条 (免責)

当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因する損害について一切責任を負いません。

- (1) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき
- (3) 当社が BA-PLUS を変更、中止または終了したとき
- (4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき

第 18 条 (本規定の変更)

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

【2022 年 1 月 17 日】